

IBM eMessage

1. クラウド・サービス

本「サービス記述書」は IBM がお客様に提供する「クラウド・サービス」を規定するものです。お客様とは、会社、その許可ユーザーおよび「クラウド・サービス」の受益者をいいます。適用される「見積書」および「証書 (PoE)」は、別個の「取引文書」として提供されます。

1.1 IBM eMessage

IBM eMessage Cloud Service は、IBM Campaign と共に使用するように設計されており、これによりお客様は、イベント・トリガーまたはバッチ処理によるメッセージングにおいて、デジタル・メッセージをセグメント化し、対象を絞り、パーソナライズするために、クロスチャネル、デモグラフィック、取引行動を通じて収集された顧客データ、または対話履歴を活用することができます。

IBM eMessage は、文書の作成、およびデジタル・メッセージの展開を可能にする電子メール・サービス・ソリューションです。「eMessage」は、電子メールおよびランディング・ページ・キャンペーンのテストおよび実稼働での導入のために、メッセージ・ドキュメント・コンポーザー、コンテンツ・ライブラリー、および HTML プレビューの機能を提供します。さらに、「eMessage」は、デジタル・メッセージの永久的および一時的なバウンス、ほぼリアルタイムの開封やクリックの追跡について、キャンペーン後の分析情報を提供します。

IBM eMessage – Push Notification は、モバイル向けの顧客エンゲージメント・ソリューションで、これによりお客様は、ユーザーのスマートフォン・アプリケーションに対して、シンプル形式およびリッチ形式のプッシュ通知を作成し、送信することができます。

a. 電子メール・サービスのソリューション

IBM eMessage のサブスクリプションでは、以下を提供します。

- (1) ドキュメント・コンポーザー: 「クラウド・サービス」ユーザーは、電子メールやランディング・ページを、テンプレートにより構成または編集することができます。テンプレートでは、静的コンテンツ (テキスト、画像、およびリンクを含みます。) の領域、および受信者の特性に基づいて、ドラッグ・アンド・ドロップのグラフィカル・インターフェースによりシステムでコンテンツを付け加えることができる、カスタマイズ可能な領域が定義されています。パーソナライズされた、またはオンライン・フォームをベースとしたランディング・ページは、「クラウド・サービス」を通じてホスティングされるカスタマイズされた Web ページです。
- (2) コンテンツ・ライブラリー: お客様が作成したテンプレートを保存し、また、JPG、PNG、および GIF の画像、個別のコンテンツ要素に関連する共通のテキストなどの、パーソナライズされた電子メール・メッセージおよびランディング・ページを作成するために必要なコンテンツ・ファイルを備えています。
- (3) 電子メール・プレビュー: 「eMessage」では、メール配信の間にアSEMBルされるドキュメントのサンプルを表示するとともに、電子メール・クライアント (Yahoo、Gmail、Hotmail など)、iPhone や Android ベースのデバイス、および Internet Explorer や Firefox などのブラウザで、アSEMBルされたドキュメントをプレビューできる機能が提供されています。
- (4) メッセージ配信: 「eMessage」では、ターゲット層およびホスト・ランディング・ページに対してパーソナライズされた電子メールを送信します。配信については、イベント・トリガーまたはバッチ処理によるメッセージングの 2 つの選択肢があります。イベント・トリガーによるトランザクション電子メールは、ビジネス・システムで検知された、特定の所定トランザクションに応じて送信される、1 件の電子メール・メッセージです。IBM は、トランザクション電子メール・メッセージを処理するホスト Web サービスとして、「eMessage」の Transactional Mailing Service (TMS) を提供しています。お客様は、アプリケーション開発者と協力して、会社のトランザクション管理システムを「eMessage」の TMS と統合することができます。

きます。バッチ処理によるメッセージでは、指定された日時に、またはほぼリアルタイムで配信を行うことができます。

- (5) 「eMessage」のシステム・テーブル: 「eMessage」のシステム・テーブルは、ローカル・ネットワーク内で、企業のファイアウォールの内側にインストールされる IBM Campaign のスキーマに含まれています。このシステム・テーブルは、メール配信ごとの宛先および応答データ、追跡可能なリンクに関するリンク追跡データ、電子メール受信者の各リストに対して選択されたデータを格納します。
- (6) レポートおよびバウンス管理: 「eMessage」では、一般的なメーリング、個別のメッセージ、および各電子メール・メッセージに関連する特定のイベントに対する電子メールの応答 (電子メールの開封、および外部の Web サイトへのリンクのクリックについてのデータを含む) を記録します。さらに、「eMessage」では、メッセージの永久的および一時的なバウンスに関する情報が保存され、メッセージの不達について ISP にフィードバックを提供することができます。

b. モバイル向け顧客エンゲージメント・ソリューション

IBM eMessage – Push Notification のサブスクリプションでは、お客様は、お客様のスマートフォン・アプリケーションのユーザーに対して、シンプルなテキストベースのリッチなプッシュ通知を作成し、送信することができます。このソリューションは、マーケティング担当者に、メッセージ作成、ターゲティング、および分析の機能を提供します。また、開発者と技術チームに、シンプル・テキスト形式およびリッチ形式によるプッシュ通知を可能にするソリューションを提供します。このソリューションには以下が含まれます。

- (1) 時間帯、地理的区分に基づくメッセージ・スケジューリング、頻度管理、および CRM に基づくセグメンテーションなどのキャンペーン管理機能
- (2) メッセージの編集およびプレビュー、メッセージのパーソナライズ、およびバッジ管理用のコンテンツ管理ツール。ならびに
- (3) マーケティング実績評価および分析機能。

2. セキュリティーの内容

「クラウド・サービス」は、IBM の「Data Security and Privacy Principles for IBM SaaS」(<https://www.ibm.com/cloud/resourcecenter/content/80> で入手可能) および本項で規定される追加条件に従います。IBM のデータのセキュリティーおよびプライバシーの原則が変更されても、それにより「クラウド・サービス」のセキュリティーのレベルが低下することはありません。

3. サービス・レベル・アグリーメント

IBM は、「PoE」に記載するとおり、「クラウド・サービス」に関して、以下の可用性のサービス・レベル・アグリーメント (以下、「SLA」といいます。) を提供します。「SLA」は保証ではありません。「SLA」はお客様にのみ提供され、実稼働環境における使用に対してのみ適用されます。

3.1 可用性クレジット

お客様は、「クラウド・サービス」の可用性に影響を及ぼした事象について最初に知り得たときから 24 時間以内に、IBM テクニカル・サポート・ヘルプデスクに対して重要度 1 のサポート・チケットを記録しなければなりません。お客様は、あらゆる問題診断および解決に関して IBM に合理的な支援を行わなければなりません。

「SLA」の未達成に対するサポート・チケットの請求は、契約月の末日から 3 営業日以内に提出しなければなりません。有効な「SLA」の請求に対する補償は、「クラウド・サービス」の実稼働システム処理が利用できない時間 (以下、「ダウン時間」といいます。) に基づいた「クラウド・サービス」の将来の請求に対するクレジットになります。「ダウン時間」は、お客様が当該事象を報告した時点から「クラウド・サービス」が復元される時点までの間で計測され、次のものに関連する時間は含まれません。保守のための計画的な停止または発表された停止、IBM の支配の及ばない原因、お客様または第三者のコンテンツまたはテクノロジーの問題、設計もしくは指示、サポート対象外のシステム構成およびプラットフォームまたはその他お客様によるエラー、またはお客様に起因するセキュリティー問題もしくは

はお客様によるセキュリティー・テスト。IBM は、下表のとおり、各契約月における「クラウド・サービス」の累積的な可用性に基づいて適用可能なものの中で最高の補償を適用します。各契約月の補償の合計額は、「クラウド・サービス」に対して支払われた年額料金の 12 分の 1 の 20% を超えることはできません。

バンドルされた「クラウド・サービス」の場合 (個別の「クラウド・サービス」オファリングをパッケージ化し、単一オファリングとして、単一の合算料金で販売しているもの)、補償は、バンドルされた「クラウド・サービス」に対する単一月額料金の合算料金に基づいて計算されるものであり、各個別「クラウド・サービス」に対する月額サブスクリプション料金に基づいて計算されるものではありません。お客様は、1 つの個別「クラウド・サービス」に関する請求のみ、一度にまとめて提出することができます。

3.2 サービス・レベル

クラウド・サービス	適用可能なサービス・レベル	
	「契約月」におけるアプリケーションの可用性	「契約月」におけるデータ収集の可用性
IBM eMessage	Y	Y
IBM eMessage – Push Notification	Y	Y

「契約月」における「クラウド・サービス」の可用性

「契約月」における可用性	補償 (「請求」の対象である「契約月」における「月額サブスクリプション料金」* の割合)
99% – 99.949%	2%
98% – 98.999%	5%
97% – 97.999%	12%
97.000% 未満	20%

* 「クラウド・サービス」が IBM ビジネス・パートナーから取得されたものである場合、月額サブスクリプション料金は、「請求」の対象である「契約月」に対して有効な「クラウド・サービス」のその時点での最新の表示価格に基づいて計算され、それを 50% 割引した額となります。IBM は、直接お客様に払い戻します。

「可用性」は、以下のとおり算出されます。契約月における分単位の総時間数から、契約月における「ダウン時間」の分単位の総時間数を差し引き、それを契約月における分単位の総時間数で除することにより算出され、結果はパーセントで表します。

例: 「契約月」における「ダウン時間」が 50 分である場合

30 日の「契約月」における合計 43,200 分 – 「ダウン時間」50 分 = 43,150 分 <hr style="width: 50%; margin: 0 auto;"/> 合計 43,200 分	= 契約月における 99.884% の可用性につき 2% の「可用性クレジット」
---	--

4. テクニカル・サポート

「クラウド・サービス」に対する「テクニカル・サポート」が電子メール、電話およびオンライン・サポート・ポータルで提供されます。IBM は、「テクニカル・サポート」の連絡情報ならびにその他情報およびプロセスを規定する IBM Software as a Service Support Handbook を提供します。「テクニカル・サポート」は「クラウド・サービス」と共に提供されるものであり、個別のオファリングとして提供されるものではありません。

5. エンタイトルメントおよび課金情報

5.1 課金単位

「クラウド・サービス」は、「取引文書」に記載された課金単位に基づいて提供されます。

- a. **「デジタル・メッセージ」**は、「クラウド・サービス」を取得する際の課金単位です。「デジタル・メッセージ」は、「クラウド・サービス」が管理または処理する電子的なコミュニケーションです。お客様の「取引文書」に定める課金期間中に「クラウド・サービス」によって管理または処理される「デジタル・メッセージ」の総数をカバーするのに十分なエンタイトルメントを取得しなければならないものとします。
- b. **「レピュテーション ID」**は、「クラウド・サービス」を取得する際の課金単位です。「レピュテーション ID」は、IP アドレスもしくはドメインまたはその両方の組み合わせであり、電子メールの到達率を向上させるために利用されます。「クラウド・サービス」内に作成するお客様の「レピュテーション ID」の数をカバーするのに十分なエンタイトルメントを取得しなければならないものとします。
- c. **「テスト・アカウント」**は、「クラウド・サービス」を取得する際の課金単位です。「テスト・アカウント」は、テスト環境、開発環境またはステージング環境内での使用に限定して設定されるアカウントです。お客様の「取引文書」に定める課金期間中に「クラウド・サービス」内でお客様のために作成される「テスト・アカウント」の数をカバーするのに十分なエンタイトルメントを取得しなければならないものとします。
- d. **「インスタンス」**は、「クラウド・サービス」を取得する際の課金単位です。「インスタンス」とは、特定の構成の「クラウド・サービス」へのアクセスを意味します。「取引文書」に規定されている課金期間中にアクセスおよび使用が可能となる「クラウド・サービス」の各「インスタンス」のために十分なエンタイトルメントを取得しなければならないものとします。
- e. **「アドレス可能デバイス」**は、「クラウド・サービス」を取得する際の課金単位です。「アドレス可能デバイス」とは、「クラウド・サービス」によりアドレス指定可能なアプリケーションがインストールされるデバイスです。「クラウド・サービス」によりアドレス指定可能なアプリケーションの各インストールは、別個の「アドレス可能デバイス」としてカウントされます。お客様の「取引文書」に定める課金期間中に「クラウド・サービス」によってレポートされる「アドレス可能デバイス」の数をカバーするのに十分なエンタイトルメントを取得しなければならないものとします。
- f. **「エンゲージメント」**は、サービスを取得する際の課金単位です。「エンゲージメント」は、「クラウド・サービス」に関連するプロフェッショナル・サービス、研修サービスまたはその両方のサービスで構成されます。それぞれの「エンゲージメント」をカバーするのに十分なエンタイトルメントを取得しなければならないものとします。
- g. **「送信電子メール」**は、「クラウド・サービス」を取得する際の課金単位です。電子メールは、「クラウド・サービス」を介して送信する電子通信です。お客様の「取引文書」に定める課金期間中の「送信電子メール」の合計数をカバーするのに十分なエンタイトルメントを取得しなければならないものとします。

5.2 セットアップ料金

セットアップ料金は、「取引文書」に明記されます。

- a. IBM eMessage Test Account SaaS Setup
- b. IBM eMessage Test Account Setup の初回のプロビジョニングに対してセットアップ料金が適用されます。本サービスでは、利用可能な IBM eMessage – Email Onboarding Services で提供される量を超えて、追加の「テスト・アカウント」を使用できるように「クラウド・サービス」環境が更新されます。

c. **IBM eMessage Reputation Identity SaaS Setup**

IBM eMessage Reputation Identity SaaS Setup の初回のプロビジョニングに対してセットアップ料金が適用されます。本サービスでは、利用可能な IBM eMessage – Email Onboarding Services で提供される量を超えて、追加の「レピュテーション ID」を使用できるように「クラウド・サービス」環境が更新されます。

5.3 1 か月に満たない期間の料金

「取引文書」に記載された 1 か月に満たない期間の料金は、按分ベースで算定される場合があります。

5.4 超過料金

課金期間中の「クラウド・サービス」の実際の利用が、「PoE」に記載されたエンタイトルメントの範囲を超える場合には、お客様は、「取引文書」の記載に従い、その超過分について請求されます。

5.5 オンデマンド料金

「取引文書」に明記されるオンデマンド料金は、お客様がオンデマンド部分のアクティブ化を要求した場合に適用されます。

a. **IBM eMessage Test Account On-Demand Setup**

本サービスでは、お客様が特に要求する場合、利用可能な IBM eMessage – Email Onboarding Services で提供される量に加えて、追加の「テスト・アカウント」を使用できるように「クラウド・サービス」環境が更新されます。この部分は「取引文書」において定めるものとします。

b. **IBM eMessage Reputation Identity On-Demand Setup**

本サービスでは、お客様が特に要求する場合、利用可能な IBM eMessage – Email Onboarding Services で提供される量に加えて、追加の「レピュテーション ID」を使用できるように「クラウド・サービス」環境が更新されます。この部分は「取引文書」において定めるものとします。

5.6 リモート・サービス (担当者による作業) 料金

「リモート・サービス」は、「エンゲージメント」の課金単位ごとに購入するものとし、注文時に請求されます。全時間数を使用したか否かにかかわらず、サービスは購入日から 90 日後に満了するものとし、ます。

a. **IBM eMessage – Email Onboarding Standard Services**

IBM eMessage の電子メール・サービス・ソリューションを契約中のお客様に対してリモート・コンサルティング、ベスト・プラクティス、研修、および構成を 60 時間を限度に提供します。これには、増強、教育、および配信可能量レポートの提供が含まれますが、これらに限られません。最大 2 個の「レピュテーション ID」のセットアップおよび 1 個の「テスト・アカウント」が含まれます。

b. **IBM eMessage – Email Onboarding Professional Services**

IBM eMessage の電子メール・サービス・ソリューションを契約中のお客様に対してリモート・コンサルティング、ベスト・プラクティス、研修、および構成を 75 時間を限度に提供します。これには、増強、教育、配信可能量レポートおよびユース・ケース支援の提供が含まれますが、これらに限られません。最大 5 個の「レピュテーション ID」のセットアップおよび 2 個の「テスト・アカウント」が含まれます。

c. **IBM eMessage 配信サービス**

エンゲージメントごとに以下の 3 項目について、合計 15 時間を限度にサービスを提供します。肯定的なメール評判を維持するための推奨事項を備えたメール評判の分析、受信箱への配信を改善するための審査および協議手順、スパムの苦情を最小限にするための分析および推奨事項。

d. **IBM eMessage コンテンツ・サービス**

エンゲージメントごとに以下の 3 項目について、合計 15 時間を限度にサービスを提供します。肯定的なメール評判を維持するための推奨事項を備えたメール評判の分析、受信箱への配信を改善するための審査および協議手順、スパムの苦情を最小限にするための分析および推奨事項。

- e. **IBM eMessage ベスト・プラクティス・サービス**
エンゲージメントごとに以下の3項目について、合計15時間を限度にサービスを提供します。
キャンペーン分析評価、多方面キャンペーンの開発、セグメントを適切に再活性化または不活性化させる方法、他のチャネルにおける購読中止またはスパムの苦情の分析方法、ブランドおよび評判戦略の管理、A/B スプリットの設定評価、先進のスク립ティングの評価。
- f. **IBM eMessage カスタム電子メールサービス**
上記の eMessage 「リモート・サービス」 オファリング (上記の IBM eMessage Delivery Service、IBM eMessage Content Service、および IBM eMessage Best Practices Service の各条項に記載されています。) の中から、任意の2項目を提供します。
- g. **IBM eMessage – Push Notification Onboarding Advisory Services**
以下を組み合わせ提供します。5つまでのアプリケーション・キーのセットアップ、20時間までの電子メールまたは電話による質疑応答、Android、iOS、Windows の通知サービスを使用する任意の2つのネイティブ・アプリケーションについて初回のプッシュ通知実装受け入れテスト・サイクル、1時間までのマーケティング担当者に対するリモート・コンソールの研修および開発者に対する実装の研修。
- h. **IBM eMessage – Push Notification Onboarding Standard Services**
以下を組み合わせ提供します。IBM eMessage – Push Notification Onboarding Advisory Services に含まれるサービスに加えて、追加として10時間までの電子メールまたは電話による質疑応答、アカウント作成、2つまでのユーザー・インターフェースの画面のカスタマイズ、オプションとして週30分間のミーティング、Android、iOS、Windows の通知サービスを使用する任意の4つのネイティブ・アプリケーションについて初回のプッシュ通知実装受け入れテスト・サイクル、IBM または第三者の IBM eMessage – Push Notification 互換ソフトウェアとの1件までのソフトウェア統合サービス。
- i. **IBM eMessage – Push Notification Onboarding Professional Services**
以下を組み合わせ提供します。IBM eMessage – Push Notification Standard Services に含まれるサービスに加えて、追加として10時間までの電子メールまたは電話による質疑応答、カスタム・ロールおよび各アカウントのアクセス権の設定、アプリケーションのセットアップの一環としての証明書作成、IBM eMessage – Push Notification に接続できるIPアドレスを特定するためのホワイトリスト・サービス、IBM または第三者の IBM eMessage – Push Notification 互換ソフトウェアとの追加として2件までのソフトウェア統合サービス。

5.7 継続サービスのサブスクリプション

- a. **IBM eMessage – Push Notification Ongoing Advisory Services**
以下を組み合わせ提供します。毎年、追加として1件のプッシュ通知実装受け入れテスト・サイクル、20時間(年間合計)までの電子メールまたは電話による質疑応答。
- b. **IBM eMessage – Push Notification Ongoing Standard Services**
以下を組み合わせ提供します。IBM eMessage – Push Notification Ongoing Advisory Services に含まれるサービスに加えて、追加として10時間(年間合計)までの電子メールまたは電話による質疑応答、毎年追加として1件のプッシュ通知実装受け入れテスト・サイクル、2件までの専用のキャンペーン実績報告書、10時間(年間合計)までのコンソールの利用およびプッシュ戦略全般に関する指導。
- c. **IBM eMessage – Push Notification Ongoing Professional Services**
以下を組み合わせ提供します。IBM eMessage – Push Notification Ongoing Standard Services に含まれるサービスに加えて、追加として10時間(年間合計)までの電子メールまたは電話による質疑応答、毎年追加として4件までのプッシュ通知実装受け入れテスト・サイクル、サポート・チケットについて優先度に応じた応答、2時間(年間合計)までの季節的マーケティング活動に関する助言サポート、オプションとして、重要業績評価指標およびアプリケーション/プッシュ通知の短期あるいは長期の目標を取り扱う週30分間のミーティング。

- d. **IBM eMessage – Campaign Strategy Services**
毎月 1 件のキャンペーンについて、プッシュ通知のキャンペーン方法の戦略、頻度、およびスケジュールに関する助言を行います。
- e. **IBM eMessage – Strategy & Campaign Configuration Services**
毎月 1 件を限度としたキャンペーンについて、以下を組み合わせ提供します。Campaign Strategy Services に含まれるサービスに加えて、マーケティング・カレンダー通知スケジュールの作成支援、IBM eMessage – Push Notification のコンソールにおける 2 件までの通知のセットアップ、およびお客様に対する 2 つまでの通知のスクリーン・ショットの提供。
- f. **IBM eMessage – Strategy, Planning & Campaign Configuration Services**
毎月 3 件を限度としたキャンペーンについて、以下を組み合わせ提供します。Strategy & Campaign Configuration Services に含まれるサービスに加えて、お客様を相手とした (電話による) リアルタイムの通知テスト、および 2 件までの専用報告書の提供。

6. 期間および更新オプション

「クラウド・サービス」の期間は、「PoE」に文書化されるとおりに、「クラウド・サービス」へのお客様のアクセスについて、IBM がお客様に通知した日に開始します。「PoE」には、「クラウド・サービス」が自動的に更新されるのか、継続使用ベースで続行されるのか、期間満了時に終了するのかが記載されます。

自動更新の場合には、お客様が期間満了日の 90 日前までに書面により更新しないことを通知する場合を除き、「クラウド・サービス」は、「PoE」に定める期間につき自動更新されます。

継続使用の場合は、「クラウド・サービス」は、お客様が 90 日前までに書面により終了を通知するまで、月単位で継続利用できます。「クラウド・サービス」は、かかる 90 日の期間後の暦月末まで引き続き利用できます。

7. 追加情報

7.1 使用許諾情報

- a. **IBM eMessage**
「クラウド・サービス」での「デジタル・メッセージ」または「送信電子メール」の数量の利用可能な課金期間は、1 暦月とします。
ブラインド・カーボン・コピー (BCC) で送信された電子メールは、「デジタル・メッセージ」または「送信電子メール」として請求の対象となります。
- b. **IBM eMessage Post Click Analytics**
IBM eMessage Post Click Analytics のサブスクリプション料金には、月単位で最大 15 の「ミリオン・サーバー・コール」が含まれます。

7.2 IBM によるクライアント・データの使用

サブスクリプション期間中、非実稼働環境における内部調査、テスト、および開発の目的で IBM がお客様のデータを使用する場合があります。ただし、IBM がまず、お客様の身元または専有のビジネス・プロセスの公開につながる恐れのある特性をすべて削除することが条件となります。お客様は、「テクニカル・サポート」に連絡をすることで、かかる非稼働目的においてお客様のデータを使用しないことを選ぶことができます。

7.3 Cookie の使用に関する注意

IBM は、利用統計データと情報 (ユーザー・エクスペリエンスの向上に役立てること、およびユーザーとの間の対話をカスタマイズすることを目的とする情報) を収集する際に、IBM のプライバシー・ポリシーに従って、個人情報収集のために、Cookie および追跡技術を使用することができます。

7.4 イネーブリング・ソフトウェア

IBM eMessage – Push Notification Cloud Service オファリングには、「イネーブリング・ソフトウェア」が含まれています。「クラウド・サービス」に関連する文書に記載された方法で、「クラウド・サービス」

の期間について、また、お客様の「クラウド・サービス」のアクセスおよび使用を容易にするかまたは使用可能にする必要性に応じる場合のみ、お客様は、「イネープリング・ソフトウェア」を使用するための許諾を得るものとします。「イネープリング・ソフトウェア」のお客様の使用許諾は、「クラウド・サービス」の期間の終了または満了に応じて終了します。「イネープリング・ソフトウェア」にサンプル・コードが含まれる範囲内で、「クラウド・サービス」を使用するために許可され、必要とされる限りにおいて、お客様は、二次的著作物を作成するためにサンプル・コードを使用する追加の権利を取得するものとします。他のすべての「イネープリング・ソフトウェア」と同様に、サンプル・コードの使用および二次的著作物のためのお客様の使用許諾は、「クラウド・サービス」の期間の終了または満了に応じて終了します。「イネープリング・ソフトウェア」はサービス・レベル・コミットメント(もしあれば)を条件として、「クラウド・サービス」のコンポーネントとして提供されます。ただし、それ以外の場合には、「現状」で提供され、一切の保証を伴いません。

「クラウド・サービス」に含まれる「イネープリング・ソフトウェア」は、以下(以下に対して IBM が利用可能にする更新、修正、またはパッチを含みます。)で構成されます。

- a. IBM Push Notification SDK for Android
- b. IBM Push Notification SDK for Apple iOS
- c. IBM Push Notification SDK for Blackberry
- d. IBM Push Notification SDK for Windows Phone 8